

○備北地区消防組合火災予防規則

備北地区消防組合火災予防規則

昭和57年9月1日

規則第2号

改正	昭和59年6月8日規則第2号	昭和60年10月1日規則第2号
	平成5年1月26日規則第1号	平成5年2月3日規則第2号
	平成11年12月1日規則第7号	平成13年3月30日規則第7号
	平成15年1月29日規則第1号	平成15年6月17日規則第2号
	平成15年8月13日規則第3号	平成16年4月1日規則第1号
	平成17年3月25日規則第1号	平成18年3月23日規則第1号
	平成19年3月27日規則第3号	平成21年7月29日規則第1号

三次地区消防組合火災予防規則（昭和52年三次地区消防組合規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び備北地区消防組合火災予防条例（昭和45年備北地区消防組合条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（届出書及び申請書の提出部数）

第2条 法、条例及びこの規則に基づいて消防長又は消防署長に提出する届出書及び申請書は、特別の定めがあるもののほか、2部作成のうえ提出しなければならない。

（火災に関する警報）

第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、消防長が発令し、及び解除する。

2 火災警報は、法第22条第2項の規定により通報を受けたとき、又は気象状況が次の各号の一に該当し、火災の予防上危険であると認められるときに発令する。

（1）実効湿度が60パーセント以下であって、最小湿度が35パーセント以下となり、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。

（2）平均風速12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

3 火災警報は、降雨又は降雪中は発令しないことがある。

4 消防長は、火災警報の発令及び解除を伝達するために、必要な施設を利用することができる。

（たき火又は喫煙の制限）

第4条 法第23条の規定によるたき火又は喫煙の制限期間並びに区域は、消防長が指定する。

2 前項の制限期間並びに区域を指定したときは、告示するものとする。

（防火管理に関する講習）

第5条 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第3条第1項第1号及び第2号の規定による防火管理に関する講習を実施するものとする。

（防火対象物の定期点検基準）

第5条の2 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第4条の2の6第1項第9号の規定による市町村長が定める基準は、別表第1に定める方法とする。

（消防用設備等の維持台帳）

第6条 省令第31条の6第3項に規定する維持台帳は全国消防長会中国支部が監修したものとする。

2 前項の維持台帳は、常に整備し、消防職員の要求があったときは提示しなければならない。

（公示の方法）

第7条 省令第1条及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）第7条の5に規定する市町村長等が定める方法は、次に掲げる

掲示場への掲示とする。

- (1) 備北地区消防組合消防本部の掲示場
- (2) 法第5条第3項の命令に係る防火対象物又は法第11条の5第4項の命令に係る法第16条の5第1項の貯蔵所等の所在地をその区域に含む市役所（支所を含む。）及び町役場の掲示場
- (3) 前号の所在地をその管轄区域に含む消防署の掲示場  
（避難口付近）

第8条 条例第3条第1項第4号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する階段及び避難口等から離して設けなければならない炉の位置は、水平距離5メートル以上とする。ただし、個人の住居に設ける場合又は不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画され、かつ窓及び出入口等には防火戸を設けた室内に設ける場合は、この限りでない。

（防火上有効な措置）

第9条 条例第3条第1項第6号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条の2第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する防火上有効な措置とは、炉の床面と床との間に10センチメートル以上の空間を保った場合とする。

（有効な底面通気）

第10条 条例第3条第1項第15号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する防火上有効な底面通気とは、取灰入れの底面と床との間に5センチメートル以上の空間を保った場合とする。

（炉等の防火上支障のない措置）

第10条の2 条例第3条第3項に規定する防火上支障のない措置を講じた場合（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条の2において準用する場合を含む。）とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に5メートル以上、上方にあつては10メートル以上の空間を保有するとき、又は炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、又は粉末消火設備が令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に3メートル以上、上方にあつては5メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（窓及び出入口等の開口部に防火戸（条例第3条第3項の防火戸をいう。以下同じ。）を設けたものをいう。）等に面するとき。

（点検要領等）

第11条 条例第3条第2項第2号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条第2項、第8条の2第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）、第11条第1項第9号（第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに測定試験は、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 設備及び器具の点検及び整備は、毎日1回以上とすること。
- (2) 絶縁抵抗等の測定試験は、年2回以上とし、その数値は、別表第3とすること。

2 前項に定める点検及び整備、試験又は補修の結果の記録は、所定の記録表により行い、2年以上保存しなければならない。

(水が浸透するおそれのない位置)

第12条 条例第11条第1項第1号(第12条第2項及び第13条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置とは、次の各号の一に該当する措置を施した場合とする。

- (1) 燃料電池発電設備、変電設備、蓄電池設備及び発電設備(以下「燃料電池発電設備等」という。)を床面から10センチメートル以上高く据え付けた場合
- (2) 燃料電池発電設備等を収納する建築物又は室の床を地盤面から10センチメートル以上高くした場合
- (3) 地下室に設けるものにあつては、完全な排水設備を設けた場合  
(燃料電池発電設備等の防火上支障のない措置)

第13条 条例第11条第1項第3号ただし書(第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)に規定する防火上支障のない措置を講じた場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 燃料電池発電設備等のある室の床を不燃材料で造り、壁、柱及び天井の室内に面する部分を不燃材料で覆うとともに、窓及び出入口に防火戸を設け、かつ、燃料電池発電設備等とこれらに面する部分との間に1メートル以上の距離があるとき。
- (2) 燃料電池発電設備等のある室内に二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設けたとき。  
(ネオン管灯に近接する部分)

第14条 条例第14条第1項第3号に規定するネオン管灯に近接する部分は、放電管高圧ケーブル等の高圧充電部分から50センチメートル以内とする。ただし、難燃材料で覆った取付材に係る部分については、この限りでない。

(水平距離10メートル以上の空間)

第15条 条例第17条第3号に規定する水平距離10メートル以上の空間とは、気球の傾斜角が40度になった場合、当該気球が建築物並びに工作物に接触しない空間とする。

(水素ガスを充てんする気球)

第16条 条例第17条第5号に規定する風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料は、別表第4に掲げる基準によるものとする。

(危険物品等)

第17条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する場所において喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に次の各号に掲げる危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込む場合の同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、別に定める様式により申請しなければならない。

- (1) 法別表第1に掲げる危険物及び条例別表第8に定める可燃性固体類及び可燃性液体類
- (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類  
(喫煙所の吸殻容器数)

第18条 条例第23条第4項に規定する適当な数の吸殻容器とは、喫煙所の面積5平方メートル以下ごとに1個以上とする。

(空地及び空家の火災予防上必要な措置)

第19条 条例第24条に規定する空地及び空家における火災予防上必要な措置とは、法第3条第1項第1号から第4号までに規定する例によるものとする。

(たき火の火災予防上必要な措置)

第20条 条例第25条第2項に規定する消火に必要な器具等の準備、その他火災予防上必要な措置とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) たき火の位置は、引火性又は爆発性の物品から20メートル以上、建築物、工作物又はその他の可燃物(枯草を含む。)から10メートル以上離れた位置とすること。
- (2) 常時たき火をする場合は、土杭又は不燃性の容器の中で行うこと。この場合、前号の10メートルを5メートルとすることができる。
- (3) たき火をする位置には、監視人を置くこと。
- (4) たき火をする位置には、消火器又は容量8リットル以上の水バケツ(山林、原野にあつてはスコップ等)を2個以上準備すること。

(5) たき火の終了後は、残火を完全に消火すること。

2 山林、原野（休耕田等を含む。）において、大規模なたき火（火入れを含む。）をする場合には、前項に定める基準以上で、更に安全な措置をしなければならない。

（がん具用煙火の火災予防上必要な措置）

第21条 条例第26条に規定する火災予防上支障のある場所並びにがん具用煙火の貯蔵及び取り扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) がん具用煙火は、引火性若しくは爆発性物品又は法第23条の規定によるたき火若しくは喫煙の制限区域から20メートル以上離れ、かつ、建築物、工作物又はその他の可燃物から8メートル以上離れた位置において消費すること。

(2) がん具用煙火のうち音物、筒物類の危険度の高いものにあつては、特に注意し、飛しょうするものは、乾燥又は強風時においては消費しないこと。

(3) 不発がん具用煙火及び消費した殻は、水に浸す等の火災予防上安全な措置を講ずること。

(4) がん具用煙火を年少者が消費するときは、保護者はこれを監視し、がん具用煙火、点火用マッチ等の位置及び消費位置に注意して消費させること。

(5) がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所の付近においては、火気を取り扱い、又は喫煙しないこと。

(6) がん具用煙火の販売又はこれに類似した行為を目的として貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置に「火気厳禁」及び「禁煙」の標識を設けること。

（ガス又は電気による溶接作業等の措置）

第22条 条例第28条に規定する溶接作業等を行う場合の火災予防上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 圧縮アセチレンガス等の可燃性ガスの容器（以下「ガス容器」という。）は、通風のよい屋外に設けるとともに直射日光をさけるための不燃性の上屋又は覆い等を設けること。やむを得ずガス容器を屋内で取り扱う場合は、火災等の災害時に容易に搬出できるよう台車に取付ける等の措置を講ずること。

(2) ガス容器は、必ず立てて使用し、転倒のおそれがないように緊結金具等（簡単に取りはずしができるもの）で固定すること。

(3) ガス容器、配管等は、保安責任者を定めて毎日作業開始前に石けん水等によりガス漏れ点検を実施すること。

(4) ガス容器の設置場所には別表第5に定める「火気厳禁」の標識を設けること。

(5) 圧縮アセチレンガスを使用する作業現場又は圧縮アセチレンガスを設置している建築物の出入口には別表第5に定める標識を設けること。

(6) 溶接作業等を行う場所には、消火粉末を放射するもので能力単位がB-7以上の消火器を1個以上設けること。

（防火上有効な塀）

第23条 条例第31条の3第2項第1号及び第33条第2項第1号に規定する防火上有効な塀は、不燃材料で造り施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものであること。

（タンク周囲への流出防止）

第24条 条例第31条の4第2項第10号に規定する流出防止のための有効な措置は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) タンクの周囲にコンクリート等で造った当該タンクの容量の110パーセント以上の防油堤を設けること。

(2) 防油堤は、タンクの側板から当該タンクの高さ（架台を含む。）の3分の1以上の距離を保つこと。

(3) 防油堤には、その内部の滞水を外部に排水するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を防油堤の外部に設けること。

(4) 前号の滞水を直接下水等へ排水する場合においては、3連以上の油分離装置を設けること。

（防火施設の管理）

第25条 条例第41条に規定する防火区画の防火設備から離して置かなければならない可燃物の距離は、15センチメートル以上とする。

（避難経路図）

第26条 条例第41条の2に規定する避難経路図には、次の各号に掲げる事項を記載する

ものとする。

- (1) 避難施設及び避難器具の設置位置
- (2) 2方向以上の避難経路
- (3) 宿泊者等に対する火災の伝達方法
- (4) 消火器及び屋内消火栓設備の設備位置
- (5) その他避難に必要な事項  
(防火対象物の使用開始届出等)

第27条 条例第43条第1項に規定する防火対象物の使用及びその内容の変更（増築，改築，移転，修繕，模様替又は消防用設備等を設置して使用しようとする場合をいう。）の届出を必要とするものは，次に掲げる防火対象物とする。

- (1) 令別表第1(1)項イ，(2)項，(6)項ロ，(16項)イ((1)項イ，(2)項，(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)及び(16の2)項から(18)項までに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(1)項ロ，(3)項，(4)項，(5)項イ，(6)項イ，ハ及びニ，(9)項イ並びに(16)項イ((1)項イ，(2)項，(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)に掲げる防火対象物で，延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が30人以上のもの
- (3) 令別表第1(5)項ロ，(9)項ロ，(12)項から(14)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で，延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (4) 令別表第1(7)項，(8)項，(10)項，(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で，延べ面積が300平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (5) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる建築物の地階，無窓階又は3階以上の階で，床面積が50平方メートル以上のもの
- (6) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる防火対象物のうち，同表(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階（令第4条の2の2に規定する避難階以外の階をいう。）に存する防火対象物で，当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ，又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては，1）以上設けられていないもの

2 前項の届出は，別に定める様式による。

3 条例第43条第2項に規定する前項の届出書に添付しなければならない図書は，次のとおりとする。ただし，消防用設備等のうち消火器，避難器具，漏電火災警報器，非常警報器具及び誘導標識については，第1号に掲げる図書にそれぞれの設置箇所を記載した場合は，当該記載に係る消防用設備等に関する第2号に掲げる図書の添付を省略することができる。

- (1) 案内図，平面図，立面図，断面図，矩計詳細図，建具表及び仕上げ表
- (2) 消防用設備等の設計書，仕様書，計算書，系統図，配管図又は配線図（建築物の平面図及び断面図に配管，配線及び機器を明示したもの），はり及び天井詳細図
- (3) 条例第44条第1項第9号から第12号までに掲げる設備以外の電気設備の設計書，説明書，使用区域，送電関係図書及び電路，負荷設備図
- (4) 消防用設備等試験結果表。ただし，法第17条の3の2の規定により消防用設備等設置届出書を提出した場合は，この限りでない。

4 条例第43条第3項の規定により消防長又は消防署長が検査をするときは，防火対象物の関係者（届出者，工事施工者及び消防設備士等をいう。）は，当該検査に立ち会わなければならない。

（火を使用する設備等の設置届出等）

第28条 条例第44条第1項に規定する火を使用する設備の設置又は変更の届出は，次の各号に掲げるところによる。

- (1) 条例第44条第1項第1号から第8号の2までに掲げる設備は，別に定める様式に当該設備の配置図，平面図，立面図，構造図，仕様書並びに設置建築物の付近見取図及び平面図を添付し，当該設備の設置又は変更工事に着手しようとする日の7日前までに届け出なければならない。
- (2) 条例第44条第1項第9号から第13号までに掲げる設備は，別に定める様式に当

該設備の配置図，平面図，結線図，接続図，仕様書並びに設置建築物の付近見取図及び平面図を添付し，当該設備の設置又は変更工事に着手しようとする日の7日前までに届け出なければならない。

(3) 条例第44条第1項第14号に掲げる設備は，別に定める様式に当該設備の付近見取図，掲揚状況図，保留状況図及び電飾結線図を添付し，当該設備を設置する日の3日前までに届け出なければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第29条 条例第45条第1号から第5号までに掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出をしようとする者は，第1号に掲げる行為にあっては，当該行為を実施する日の前日までに，第2号から第5号に掲げる行為にあっては，当該行為を実施する日の3日前までに，別に定める様式に必要な図書を添付し届け出なければならない。ただし，第1号，第4号及び第5号に掲げる行為の届け出にあっては，緊急やむを得ない場合に限り口頭により行うことができる。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出)

第30条 条例第46条第1項に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は，別に定める様式に，当該設備の配置図，構造図，仕様書並びに設置建築物の付近見取図，平面図及び矩計詳細図を添付し，当該設備の設置又は変更工事に着手しようとする日の7日前までに届け出なければならない。

2 条例第46条第2項に規定する貯蔵及び取扱いの廃止の届出は，別に定める様式により遅滞なく行わなければならない。

(少量危険物等を貯蔵するタンク検査申出等)

第31条 条例第47条第1項に規定する少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し，又は取り扱うタンクの検査の申し出の様式は，危険物規則第6条の4に規定する例によるものとする。

(標識又は掲示板)

第32条 条例第11条第1項第5号(第11条第3項，第12条第2項及び第3項，第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)，第17条第3号，第23条第2項及び第4項，第31条の2第2項第1号(第33条第3項において準用する場合を含む。)，第34条第2項第1号並びに第39条第4号(第42条において準用する場合を含む。)並びに規則第22条第5号に規定する標識又は表示板は，別表第5に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各項の右欄に定める大きさ及び色によるものとする。

2 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し，又は取り扱う場所には，前項に掲げる標識のほか，危険物規則第18条第1項第3号及び第5号に規定する例により掲示板を設けなければならない。

(消防訓練報告)

第33条 防火管理者は，消防計画に基づき消火，通報及び避難のすべてを対象とした訓練を年1回以上行わなければならない。

2 防火管理者は，前項の訓練を実施しようとするときは，訓練を実施する日の3日前までに，訓練を実施したときは遅滞なく，それぞれ別に定める様式により消防署長に報告しなければならない。

(委任規定)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は，消防長が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月8日規則第2号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年10月1日規則第2号)

この規則は，公布の日から施行する。

附 則 (平成5年1月26日規則第1号)

この規則は，公布の日から施行し，平成4年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年2月3日規則第2号)

この規則は，公布の日から施行し，平成5年2月1日から適用する。

附 則 (平成11年12月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 1 月29日規則第 1 号）

この規則は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月17日規則第 2 号）

この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 8 月13日規則第 3 号）

この規則は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日規則第 1 号）

この規則は、平成17年 3 月31日から施行する。

附 則（平成18年 3 月23日規則第 1 号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月27日規則第 3 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月29日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 5 条の 2 関係）

第 1 火を使用する設備の位置、構造及び管理等

1 留意事項

- (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・サウナ設備・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機とすること。
- (2) 点検の対象とする火を使用する器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 条例で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (4) 届け出を要する火を使用する設備等を設置している場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

2 点検方法等

点検項目			点検方法	判定方法
火を使用する設備の位置・構造及び	火を使用する設備等	設備の位置	設備の位置について目視により確認すること。	設備から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。

管理等				
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等			<p>ただし、火花を生ずる設備・放電加工機を除く。</p>
火を使用する設備の位置・構造及び管理等		設備の管理	<p>設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>1 設備及びその附属設備に破損、亀裂及び燃料漏れがないこと。</p>
火を使用する設備の位置・構				<p>ただし、掘りごたつ及びいろりを除く。</p>

			<p>2 厨房設備の天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。</p>
火を使用する器具	器具の取扱い	器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	<p>1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分及び可燃性の物品に、炭化状態が見られないこと。</p> <p>2 不燃性の床上又は台上で使用していること。</p>
火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	<p>1 条例に基づき火の使用に関する制限がされている場所（以下「禁止場所」という。）において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 禁止場所を有する防火対象物には、吸い殻容器を設置した喫煙所を設け、条例で定める標識を設置しているか目視により確認すること。</p>	<p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。 ※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。</p> <p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。 ※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。</p> <p>1 禁止場所において、禁止行為が行われないよう措置されていること。 ※ 消防長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は、解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には、条例に定める</p>

			<p>標識が設置されていること。</p> <p>3 吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ、条例で定める標識が設置されていること。</p>
	がん具用煙火の制限	<p>がん具用煙火を火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵又は取扱いの状況について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>ふたのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理したおおいをしていること。</p>

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

1 留意事項

- (1) 条例で定められた指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩検査管により確認すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
少量危険物の貯蔵及び取扱い	少量危険物未滿	<p>危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。</p>
	火気の使用制限	<p>みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。</p>	<p>みだりに火気を使用されていないこと。</p>
	漏れ、あ	<p>危険物が漏れ、あふれ又</p>	<p>危険物が漏れ、あふれ又は飛散</p>

ふれ又は飛散の防止	は飛散していないか目視により確認すること。	していないこと。
容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く）にさびがないか目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。
	2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。  ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。	2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。
	3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合には、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。	著しい腐食及び損傷がないこと。

### 第3 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

#### 1 留意事項

- (1) 条例で定められた指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例で定められた数量の5倍以上（可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、定められた数量以上）の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱っている場合は消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの可燃性液体及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油の漏れの有無は、漏洩検査管により確認すること。

#### 2 点検方法等

点検項目			点検方法	判定方法
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	可燃性液体類等	漏れ、あふれ又は飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。
	容器	可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係ある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。	
	タンク本体	1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するため	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。 1 タンクに著しいさびがないこと。	

		の措置について目視により確認すること。	と。 2 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
	配管	配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合には、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。	著しい腐食及び損傷がないこと。
綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	集積単位	集積単位相互間の距離が保たれているか目視又は関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。

別表第2 削除

別表第3 (第11条関係)

変電及び発電設備等の絶縁抵抗等の制定基準

試験別	種別		抵抗値	点検及び試験回数
	種別	種別	抵抗値	点検及び試験回数
絶縁抵抗試験	使用低電圧	150V以下	0.1MΩ以上	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
絶縁抵抗試験	使用低電圧	150Vを超え300V以下	0.2MΩ以上	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
絶縁抵抗試験	使用低電圧	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
接地抵抗試験	第一種 接地工事		10Ω以下	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
接地抵抗試験	第二種 接地工事		変圧器の高圧制又は特別高圧制の電路の一線地絡電流のアンペア数で150(変圧器の高圧制と低圧制の電路の混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは、300)を除	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)

			した値に等しいオーム数	
接地抵抗試験	第三種 接地工事		100Ω。ただし、低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは、500Ω	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
接地抵抗試験	特別第三種 接地工事		10Ω。ただし、圧路低電において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を設けるときは、500Ω	年2回以上 (ネオン管灯及び舞台装置等の電気設備をも含む)
避雷針の接地抵抗	接地	総合接地 抵抗	10Ω以下	年2回以上
避雷針の接地抵抗	その他の 接地	水道管の 接地	2Ω以下	年2回以上
避雷針の接地抵抗	その他の 接地	単独接地 抵抗	30Ω以下	年2回以上
避雷針の接地抵抗	その他の 接地	総合接地 抵抗	20Ω以下	年2回以上

別表第4 (第16条関係)

気球の材料の基準

第1 気球の材料

- 1 ビニール樹脂若しくはこれに類する樹脂又はゴム引布等であって、その材質が均一で、かつ、気温の変化等による変質、静電気の発生又は帯電のしにくいもの
- 2 生地は、可そ剤、着色剤等の吹き出し及び粘着がなく、かつ、あわ及び異物の混入がないものであること。
- 3 厚さは、ビニール樹脂にあつては0.1ミリメートル以上ゴム引布にあつては、0.25ミリメートル以上のものであること。
- 4 拡張力及び伸びは、気球の膨張又は圧縮による内外圧に十分耐え得るもので、塩化ビニールフィルムにあつては、14.7メガパスカル以上、ゴム引布にあつては、26.5メガパスカル以上であること。
- 5 引裂き強さは、塩化ビニールフィルムにあつては、エレメンドル引裂き強さ0.6メガパスカル毎平方センチメートル以上であること。
- 6 水素ガスの透過する量は、1気圧摂氏20度で24時間において、1平方メートルにつき5リットル以内のものであること。

第2 気球の構造

- 1 掲揚又は係留中局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないこと。
- 2 掲揚中著しく不安定になり、又は回転することがないこと。
- 3 接着部分は、その強さが生地 of 強さと同等以上であること。

4 糸目座の強さは、1.47キロニュートン以上の荷重に耐え得ること。

第3 掲揚網等の材料

1 麻、綿等材質が均一で、かつ、変質、静電気の発生又は帯電のしにくいものであること。

2 掲揚網及び係留網の太さは、直径が麻にあつては6ミリメートル以上、合成繊維にあつては4ミリメートル以上、綿にあつては7ミリメートル以上のものであること。

3 糸目網に使用する網の太さは、直径が麻にあつては3ミリメートル以上、合成繊維にあつては2ミリメートル以上、綿にあつては4ミリメートル以上のものであること。

4 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が2.5メートルを超え3メートル以下のものにあつては2.35キロニュートン以上、2.5メートル以下のものにあつては1.67キロニュートン以上のものであること。

5 水、バクテリア、油、薬品等により腐食していないものであること。

6 摩擦により、その強さが容易に減少しないものであること。

7 建物等のかどにおける横すべりにより容易に切断されることのないものであること。

8 吸湿により著しく硬化することのないものであること。

第4 掲揚網等の構造

1 ヤーン数2以上のストランドを3つよりとすること。又はこれと同等以上の強度を有すること。

2 著しく変形し又はよじれることのないこと。

3 操作に際し著しくすべることのないこと。

4 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えること。

5 結び目は、動圧により容易に解けることのないようにすること。

6 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにすること。

別表第5 (第22条, 第32条関係)

標識及び表示板	大きさ		色		備考
	幅 cm	長さ cm	地		備考
変電設備、発電設備及び蓄電池設備である旨を表示した標識	15 以上	30 以上	白	黒	条例第11条第1項第5号及び第3項, 第12条第2項及び第3項, 第13条第2項及び第4項
水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入りを禁止する旨を表示した標識	30 以上	60 以上	赤	白	条例第17条第3号
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	25 以上	50 以上	赤	白	条例第23条第2項 規則第21条第6号
「喫煙所」と表示した標識	30 以上	10 以上	白	黒	条例第23条第4項
危険物又は指定可燃物を貯蔵し取扱っている旨を表示した標識	30 以上	60 以上	白	黒	条例第31条の2第2項第1号
危険物又は指定可燃物を貯蔵し取扱っている旨を表示した標識	30 以上	60 以上	白	黒	第33条第2項
危険物又は指定可燃物を貯蔵し取扱っている旨を表示した標識	30 以上	60 以上	白	黒	第34条第1項第5号
危険物又は指定可燃物の	30	60	※(注)		条例第31条の2第2項第1号

品名, 最大数量等を掲示した掲示板	以上	以上			第33条第2項
危険物又は指定可燃物の品名, 最大数量等を掲示した掲示板	30以上	60以上	※(注)		
危険物又は指定可燃物の品名, 最大数量等を掲示した掲示板	30以上	60以上	※(注)		第34条第1項第5号
定員表示板	30以上	25以上	白	黒	条例第39条第4号
満員札	50以上	25以上	赤	白	条例第39条第4号
圧縮アセチレンガスを使用している旨を表示した標識	直径30以上		白	赤・黒	規則第22条第5号

※(注) 危険物規則第18条第1項第3号及び第5号の例による。